

障害者虐待の防止について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

現状・課題

- 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者の虐待を防止することが極めて重要であることから、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた障害者虐待防止法が平成24年10月に施行。
- 厚生労働省が実施する障害者虐待防止法に基づく対応状況調査では、養護者虐待は警察からの通報、施設従事者虐待は管理者等からの通報の増加を背景に相談・通報件数は増加の傾向にあるが、虐待判断件数は横ばいの傾向にある。一方で、通報されたものの虐待と認定されなかったものについて検討が必要との指摘がある。
- これまで厚生労働省では、障害者虐待の防止のため、以下の取組みを実施。
 - ・ 障害者虐待の防止と対応をまとめた手引き（市町村・都道府県向け、障害者福祉施設等向け）の改訂（令和2年10月）。
 - ・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修として、各都道府県において障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修で指導的役割を担う者の養成。
 - ・ 障害者虐待防止対策支援事業として、①市町村障害者虐待防止センター等の体制整備（専門職員の配置等）、②福祉、医療、司法等の専門機関等との連携協力体制の整備、③市町村虐待防止センター、施設、事業所の職員に対する研修、④障害者虐待防止、権利擁護に関する普及・啓発等を行う都道府県、市町村に対する補助。
 - ・ 令和2年度障害者総合福祉推進事業の結果を踏まえ、学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例を各所管部局から各都道府県等に対し周知を依頼。
 - ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、①従業者への研修実施、②虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果の従業者への周知、③虐待防止責任者の設置を義務化。

現状・課題

- 一方で、障害者支援に専門性を有する職員を活用し、市町村が行う立入検査体制を強化する観点から、障害者虐待防止法に基づく立入調査について、基幹相談支援センターの職員も行えるようにすることを求める意見がある。

検討事項（論点）

- 障害者虐待への対応について市町村の事実確認・措置の実効性を高めるための方策等についてどのように考えるか。

〈論点〉

- ・ 障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や、虐待判断件数について自治体間でばらつきが見られることから、障害者虐待防止法に基づく対応状況調査において、更に分析等を進めてはどうか。
- ・ 障害者虐待防止法では、立入調査について「市町村長は、（略）障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。」と規定されているが、立入調査を行う者に市町村職員としての身分を有する基幹相談支援センターの職員も含まれると解釈を明確化してはどうか。
- ・ 障害者虐待防止法附則第2条に基づく検討について、これまでの対応及び検討を踏まえどのように考えるか。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

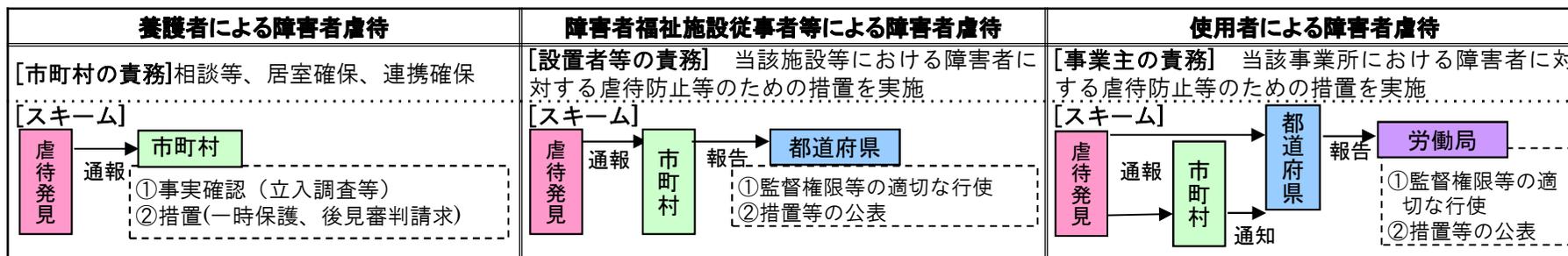
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検討

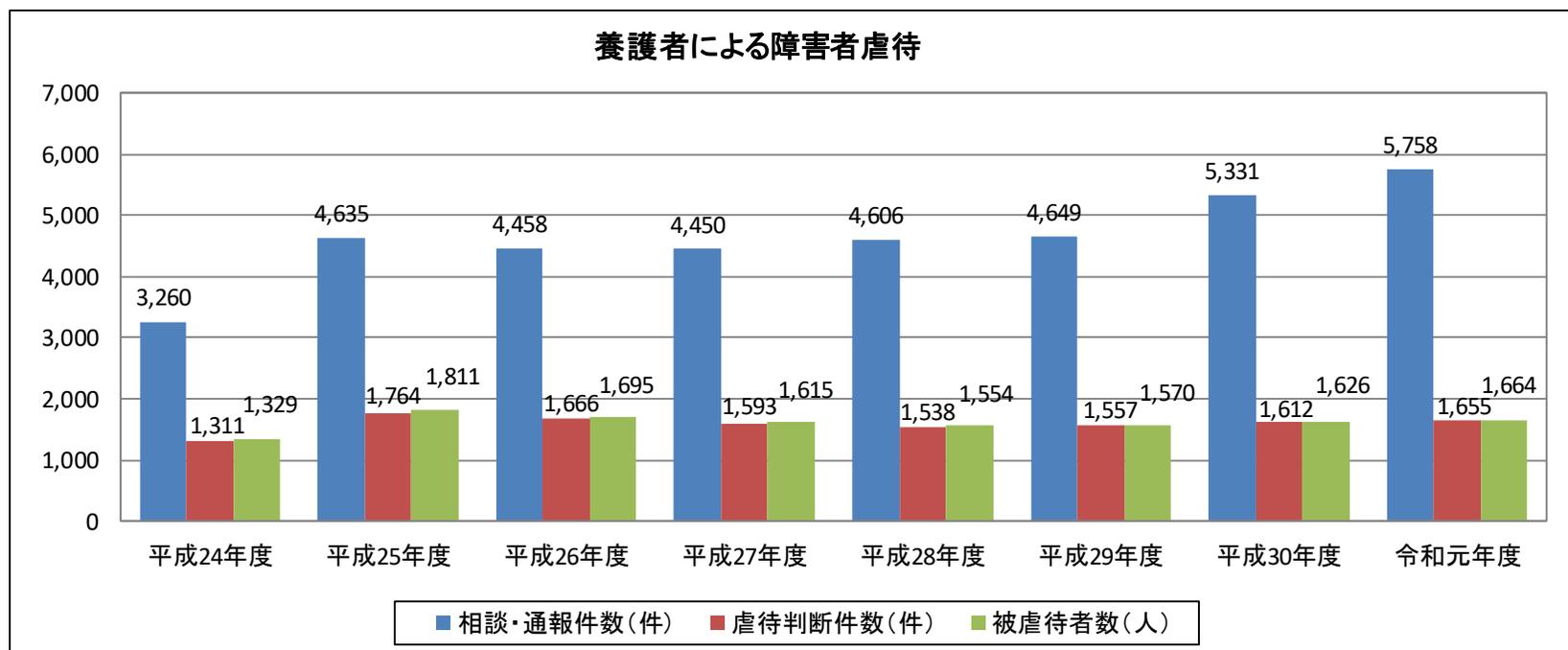
附則第2条

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和元年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は5,758件であり、平成30年度から増加(5,331件→5,758件)。
- ・令和元年度の虐待判断件数は1,655件であり、平成30年度から増加(1,612件→1,655件)。
- ・令和元年度の被虐待者数は1,664人。

養護者	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664

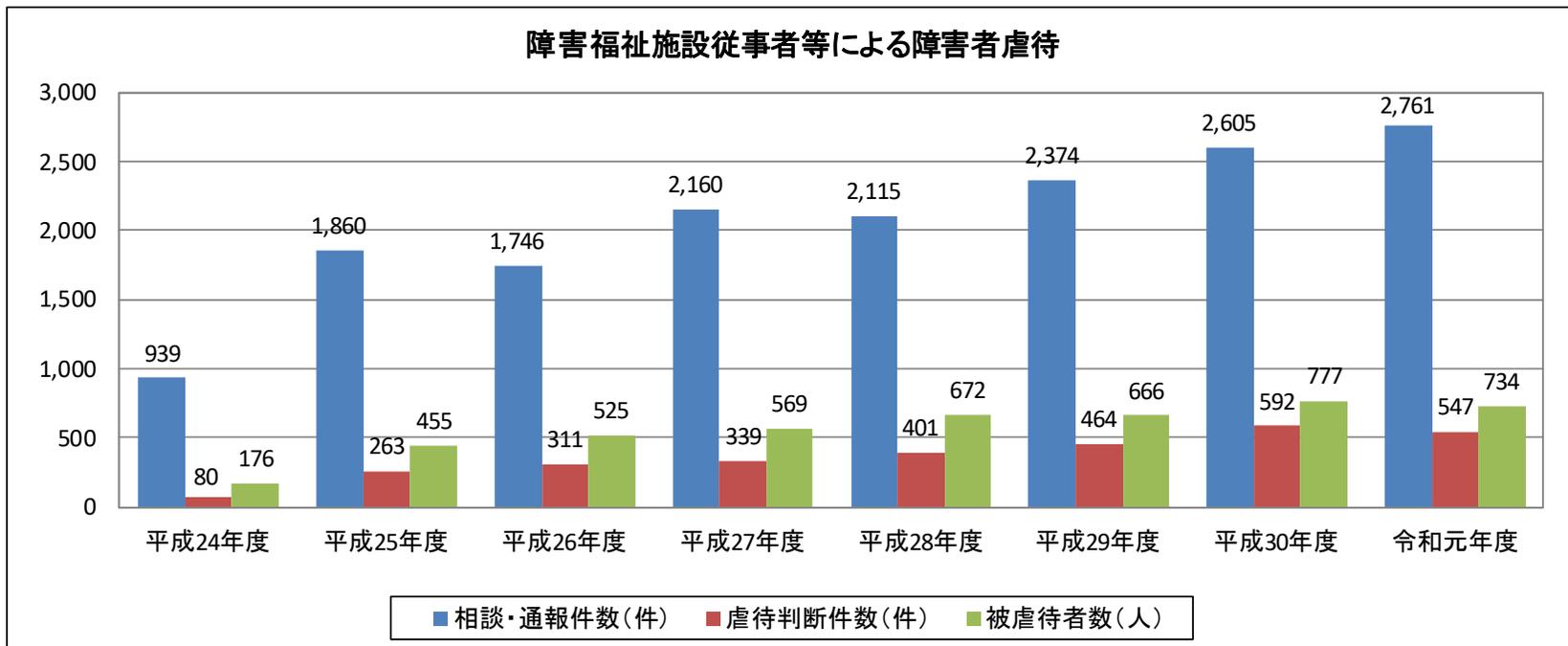


* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

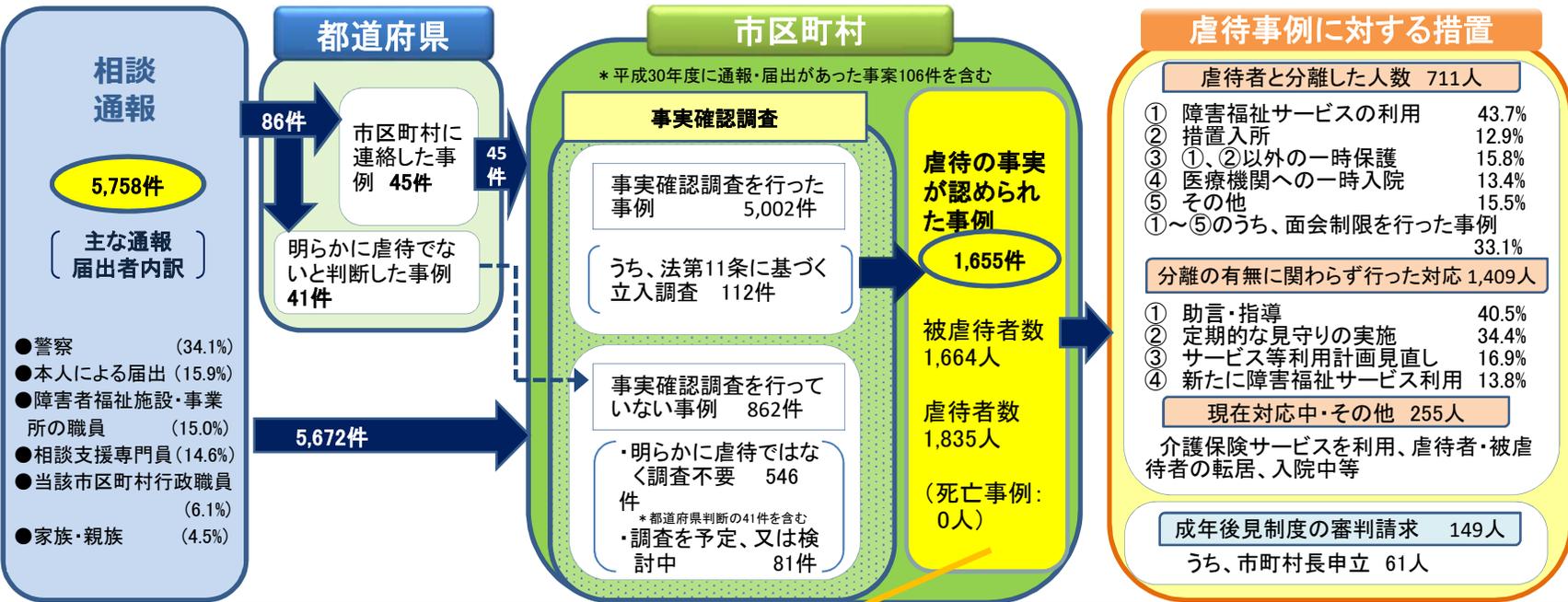
- ・令和元年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,761件であり、平成30年度から増加(2,605件→2,761件)。
- ・令和元年度の虐待判断件数は547件であり、平成30年度から8%減少(592件→547件)。
- ・令和元年度の被虐待者数は734人。

障害福祉従事者	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和元年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,835人)

- 性別
男性(63.6%)、女性(36.3%)
- 年齢
60歳以上(39.3%)、50～59歳(24.7%)
40～49歳(17.8%)
- 続柄
父(26.8%)、母(23.2%)、兄弟(12.9%)
夫(11.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	46.1%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	38.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.4%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	21.6%
虐待者の介護疲れ	20.1%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	18.4%

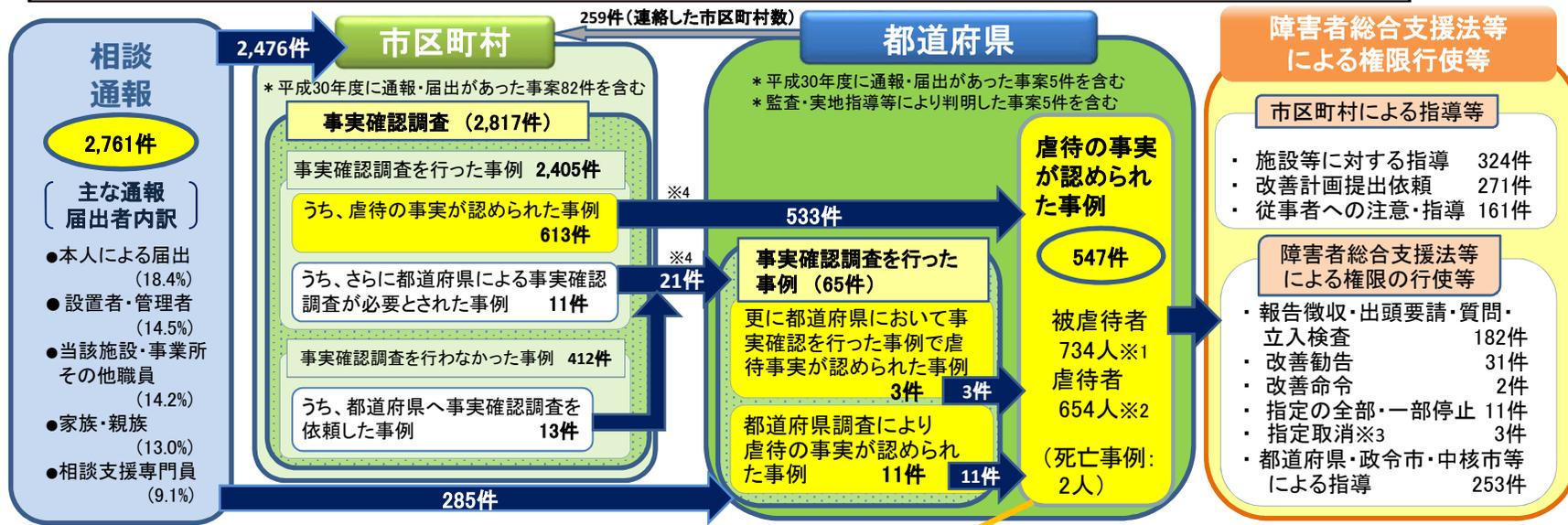
被虐待者(1,664人)

- 性別 男性(37.7%)、女性(62.3%)
- 年齢
20～29歳(20.9%)、40～49歳(20.4%)
50～59歳(19.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.5%	53.2%	36.4%	3.1%	2.5%

- 障害支援区分のある者 (53.5%)
- 行動障害がある者 (28.4%)
- 虐待者と同居 (83.2%)
- 世帯構成
両親と兄弟姉妹(13.3%)、両親(13.2%)、単身(8.6%)
母・兄弟姉妹(8.5%)、配偶者・子(8.2%)

令和元年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (654人)

- 性別
男性(68.0%)、女性(32.0%)
- 年齢
50～59歳(19.1%)、60歳以上(16.5%)
30～39歳(14.1%)
- 職種
生活支援員(42.0%)、
その他従事者(9.0%)、世話人(7.6%)、
サービス管理責任者(7.3%)、
管理者(7.2%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.7%	13.2%	40.0%	7.3%	9.9%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	160	29.3%
居宅介護	16	2.9%
重度訪問介護	11	2.0%
同行介護	1	0.2%
行動支援	2	0.4%
療養介護	14	2.6%
生活介護	68	12.4%
短期入所	20	3.7%
重度障害者等包括支援	1	0.2%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	5	0.9%
就労継続支援A型	22	4.0%
就労継続支援B型	47	8.6%
共同生活援助	90	16.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5	0.9%
移動支援事業	8	1.5%
地域活動支援センターを運営する事業	5	0.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	5	0.9%
放課後等デイサービス	64	11.7%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	547	100.0%

被虐待者 (734人)

- 性別
男性(61.0%)、女性(39.0%)
- 年齢
～19歳(19.1%)、20～29歳(18.7%)
40～49歳(18.5%)、30～39歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%

- 障害支援区分のある者 (72.9%)
- 行動障害がある者 (37.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.3%
倫理観や理念の欠如	53.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	16.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の14件を除く533件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった17件を除く530件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

【主なポイント】

<養護者による障害者虐待>

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成30年度から8.0%増加(5,331件→5,758件)。虐待判断件数については2.7%増加(1,612件→1,655件)である。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から減少となっている。(平成30年度:30.2%(1,612/5,331)、令和元年度:28.7%(1,655/5,758))
- 相談・通報者の種別では、警察が34.1%(1,964件)、本人による届出が15.9%(913件)、施設・事業所の職員が15.0%(863件)、相談支援専門員が14.6%(843件)であり、これらが上位を占める。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が63.9%と最も多く、次いで心理的虐待が29.5%、経済的虐待が20.7%、放棄、放置が15.0%、性的虐待が3.9%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が53.2%と最も多く、次いで精神障害が36.4%、身体障害が18.5%の順。
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、711人で全体の42.7%を占める。
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成30年度は0人)

<障害福祉施設従事者等による障害者虐待>

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成30年度から6.0%増加(2,605件→2,761件)。判断件数については7.6%減少(592件→547件)している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、減少となっている。(平成30年度:22.7%(592/2,605)、令和元年度:19.8%(547/2,761))
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が18.4%と最も多い。次いで、設置者・管理者が14.5%、当該施設・事業所職員が14.2%となっている。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が52.7%と最も多く、次いで心理的虐待が40.0%、性的虐待が13.2%、経済的虐待が9.9%、放棄、放置が7.3%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が78.7%と最も多く、次いで身体障害が21.3%、精神障害が11.7%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が42.0%、その他従事者が9.0%と世話人が7.6%、サービス管理責任者が7.3%、管理者が7.2%の順。
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは230件であった。
- 虐待による死亡事例は、2人。(平成30年度は2人)

養護者による障害者虐待における「相談通報件数（表1）」と「虐待判断事例件数（表6）」の経年比較

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数（表6）

	①相談・通報件数										②虐待判断事例件数										②／①				
	H27	H28	H29	H30	R01	57年合計	57年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	57年合計	57年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	57年平均値					
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	89	70	78	84	51	372	74.4	25%	21%	28%	28%	15%	23%	☆				
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	13	9	10	20	7	59	11.8	29%	31%	22%	44%	26%	31%					
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	11	4	6	2	4	27	5.4	48%	27%	38%	20%	19%	32%					
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	32	25	18	28	53	156	31.2	46%	46%	39%	31%	48%	42%					
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	14	5	11	9	8	47	9.4	82%	25%	65%	27%	38%	44%					
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	11	8	9	13	9	50	10.0	42%	31%	41%	38%	43%	38%					
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	25	27	29	16	29	126	25.2	69%	42%	42%	42%	49%	47%	※				
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	13	19	16	12	21	81	16.2	26%	32%	30%	20%	31%	28%					
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	13	11	16	11	15	66	13.2	54%	44%	47%	42%	42%	46%					
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	13	9	14	15	12	63	12.6	23%	20%	26%	23%	26%	24%	☆				
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	83	91	69	76	85	404	80.8	45%	49%	39%	32%	32%	38%					
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	84	92	133	109	110	528	105.6	43%	42%	47%	40%	38%	42%					
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	102	101	106	84	117	510	102.0	35%	33%	31%	24%	34%	31%					
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	83	99	93	100	97	472	94.4	46%	51%	56%	57%	44%	50%	※				
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	31	28	39	38	28	164	32.8	37%	38%	39%	31%	20%	31%					
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	9	14	13	8	18	62	12.4	31%	38%	36%	24%	35%	33%					
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	13	19	17	13	26	88	17.6	30%	38%	41%	33%	44%	38%					
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	11	9	7	14	16	57	11.4	44%	32%	28%	41%	30%	34%					
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	11	9	6	5	11	42	8.4	32%	41%	32%	23%	34%	33%					
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	19	21	36	33	44	153	30.6	34%	29%	46%	37%	47%	39%					
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	7	10	6	12	15	50	10.0	21%	37%	21%	32%	25%	27%					
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	32	29	34	54	55	204	40.8	41%	32%	37%	50%	43%	41%					
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	117	113	147	181	119	677	135.4	47%	37%	43%	44%	26%	39%					
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	19	22	20	26	23	110	22.0	26%	39%	38%	41%	40%	36%					
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	48	69	72	71	65	325	65.0	44%	56%	49%	54%	42%	48%	※				
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	27	35	40	36	40	178	35.6	63%	66%	66%	54%	49%	58%	※				
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	257	201	188	166	188	1,000	200.0	30%	22%	19%	14%	15%	19%	☆				
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	52	48	55	83	72	310	62.0	26%	26%	31%	36%	30%	30%					
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	14	16	16	10	13	69	13.8	48%	36%	48%	29%	33%	38%					
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	10	13	10	10	10	53	10.6	56%	46%	50%	29%	32%	38%					
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	10	13	6	6	13	48	9.6	50%	59%	29%	19%	43%	38%					
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	18	14	12	10	8	62	12.4	56%	54%	35%	29%	32%	41%					
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	28	23	19	12	36	118	23.6	44%	41%	40%	20%	44%	38%					
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	30	21	23	26	28	128	25.6	29%	22%	24%	27%	23%	25%					
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	18	11	10	20	8	67	13.4	33%	18%	32%	39%	35%	31%					
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	10	9	3	4	3	29	5.8	28%	27%	38%	20%	25%	27%					
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	12	18	15	25	13	83	16.6	34%	40%	23%	32%	27%	31%					
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	28	28	24	17	6	103	20.6	50%	45%	52%	35%	19%	42%					
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	7	6	4	4	4	29	5.8	21%	20%	18%	38%	15%	22%	☆				
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	46	51	38	42	42	219	43.8	28%	26%	29%	27%	25%	27%					
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	8	17	8	9	9	51	10.2	30%	41%	38%	17%	43%	31%					
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	30	27	8	10	25	100	20.0	91%	77%	29%	29%	50%	55%	※				
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	19	24	16	14	15	88	17.6	36%	43%	30%	40%	25%	34%					
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	9	5	5	2	4	25	5.0	20%	15%	16%	4%	8%	12%	☆				
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	18	15	13	20	10	76	15.2	38%	35%	37%	32%	26%	34%					
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	13	5	10	7	20	55	11.0	35%	24%	32%	39%	47%	37%					
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	26	25	29	41	50	171	34.2	32%	36%	39%	51%	41%	40%					
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	7,955	1,591.0	36%	33%	33%	30%	29%	32%					

※ 上位5位
☆ 下位5位
凡例

※参照「令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」p. 30

障害福祉施設従事者等による障害者虐待における「相談通報件数（表24）」と「虐待判断事例件数（表32）」の経年比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表24）
 ②：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数（表32）

	①相談・通報件数										②虐待判断事例件数									
	57年					57年					57年					57年				
	H27	H28	H29	H30	R01	合計	平均値	H27	H28	H29	H30	R01	合計	平均値	H27	H28	H29	H30	R01	合計
北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	12	23	12	20	27	94	18.8	10%	19%	9%	18%	23%	16%
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	5	2	3	10	10	30	6.0	20%	7%	13%	38%	45%	24%
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	1	0	1	6	0	8	1.6	6%	0%	13%	60%	0%	15%
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	6	3	5	3	6	23	4.6	18%	13%	19%	11%	9%	13%
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	1	1	1	0	10	13	2.6	8%	13%	25%	0%	45%	25%
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	2	1	1	3	5	12	2.4	17%	9%	14%	43%	36%	24%
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	3	2	6	5	8	24	4.8	18%	12%	40%	36%	47%	30%
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	2	2	3	0	1	8	1.6	8%	10%	9%	0%	4%	6%
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	4	6	2	7	15	34	6.8	19%	25%	10%	35%	39%	27%
群馬県	45	26	42	40	57	219	43.8	9	7	5	14	12	47	9.4	20%	27%	12%	29%	21%	21%
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	14	25	30	30	22	121	24.2	30%	25%	24%	23%	19%	23%
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	16	30	36	33	34	149	29.8	19%	23%	23%	20%	22%	22%
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	26	21	25	45	37	154	30.8	12%	12%	11%	17%	13%	13%
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	16	26	32	25	32	131	26.2	10%	25%	28%	21%	24%	21%
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	3	4	1	4	7	19	3.8	20%	24%	6%	18%	21%	18%
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	2	0	5	4	2	13	2.6	40%	0%	28%	17%	13%	17%
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	3	4	3	5	7	22	4.4	8%	19%	8%	20%	23%	14%
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	7	8	5	5	5	30	6.0	29%	32%	24%	23%	21%	26%
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	3	2	1	3	2	11	2.2	13%	9%	8%	18%	10%	12%
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	7	6	17	15	7	52	10.4	22%	11%	28%	25%	11%	19%
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	1	0	3	4	1	9	1.8	4%	0%	9%	10%	3%	6%
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	9	12	13	11	8	53	10.6	33%	27%	33%	24%	14%	25%
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	18	31	32	48	23	152	30.4	18%	30%	30%	31%	15%	24%
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	4	3	12	21	19	59	11.8	9%	8%	29%	27%	27%	22%
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	18	5	11	21	16	71	14.2	26%	10%	24%	36%	19%	23%
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	6	10	7	18	5	46	9.2	18%	24%	11%	30%	15%	20%
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	45	53	59	61	76	294	58.8	20%	22%	22%	22%	25%	22%
兵庫県	101	104	113	133	121	572	114.4	11	17	31	40	25	124	24.8	11%	16%	27%	30%	21%	22%
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	4	1	6	7	10	28	5.6	19%	4%	27%	21%	26%	20%
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	3	0	1	4	0	8	1.6	16%	0%	17%	27%	0%	13%
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	4	3	4	2	2	15	3.0	15%	17%	17%	11%	6%	13%
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	6	3	4	8	3	24	4.8	26%	38%	29%	44%	17%	30%
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	5	7	5	5	2	24	4.8	15%	25%	19%	15%	7%	16%
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	7	13	8	5	4	37	7.4	14%	26%	24%	14%	10%	18%
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	3	8	4	6	4	25	5.0	11%	24%	11%	16%	15%	15%
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	0	0	4	2	3	9	1.8	0%	0%	19%	25%	20%	13%
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	5	5	6	6	1	23	4.6	56%	26%	18%	16%	2%	16%
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	3	3	5	5	3	19	3.8	20%	33%	25%	31%	19%	25%
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	13	7	5	7	1	33	6.6	65%	21%	28%	29%	10%	31%
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	6	8	14	17	14	59	11.8	7%	10%	14%	22%	14%	13%
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	1	2	1	6	2	12	2.4	4%	12%	6%	29%	11%	12%
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	5	5	8	16	18	52	10.4	14%	17%	22%	33%	40%	27%
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	7	6	12	12	7	44	8.8	18%	22%	29%	25%	18%	23%
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	2	5	1	5	3	16	3.2	5%	13%	4%	13%	11%	9%
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	5	10	5	6	27	53	10.6	19%	43%	20%	15%	54%	32%
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	4	5	6	4	7	26	5.2	13%	15%	23%	13%	33%	17%
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	2	6	3	8	14	33	6.6	10%	26%	8%	29%	31%	21%
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	12,015	2,403.0	339	401	464	592	547	2,343	468.6	16%	19%	20%	23%	20%	20%

※ 上位5位
 凡例 下位5位 ☆

※参照「令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」p.32

養護者による障害者虐待における「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例件数」の経年比較

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況】事実確認調査を行った事例(表3)

	①相談・通報件数										②事実確認調査件数										②/①				
	H27	H28	H29	H30	R01	57年合計	57年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	57年合計	57年平均値	H27	H28	H29	H30	R01	57年平均値					
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	320	282	240	272	311	1,425	285.0	90%	86%	85%	92%	89%	89%					
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	44	23	33	36	21	157	31.4	98%	79%	73%	80%	76%	82%					
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	23	12	14	9	15	73	14.6	100%	80%	88%	90%	71%	86%					
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	59	48	42	85	91	325	65.0	84%	89%	91%	94%	83%	88%					
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	18	18	13	23	14	86	17.2	106%	90%	76%	70%	67%	80%					
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	25	24	21	28	19	117	23.4	96%	92%	95%	82%	90%	91%					
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	36	59	67	38	58	258	51.6	100%	92%	97%	100%	96%	97%					
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	46	50	37	44	44	221	44.2	92%	83%	70%	73%	65%	76% ☆					
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	23	25	34	25	35	142	28.4	96%	100%	100%	96%	97%	98% ※					
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	48	37	38	49	37	209	41.8	84%	84%	70%	75%	70%	78% ☆					
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	188	182	172	218	224	984	196.8	101%	97%	96%	91%	85%	83%					
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	173	190	230	231	242	1,066	213.2	88%	86%	82%	85%	84%	85%					
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	255	261	298	288	286	1,388	277.6	88%	85%	86%	83%	82%	85%					
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	152	173	158	175	204	862	172.4	84%	88%	96%	100%	92%	92%					
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	75	72	95	118	123	483	96.6	90%	97%	95%	90%	86%	93%					
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	24	29	27	22	42	144	28.8	83%	78%	75%	65%	81%	77% ☆					
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	42	46	40	38	57	223	44.6	98%	92%	98%	95%	97%	96%					
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	23	26	26	34	53	162	32.4	92%	93%	104%	100%	98%	98% ※					
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	30	20	18	12	24	104	20.8	88%	91%	95%	55%	75%	81%					
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	53	64	73	72	88	350	70.0	95%	89%	92%	80%	94%	90%					
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	30	27	23	36	53	169	33.8	88%	100%	79%	95%	88%	90%					
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	75	83	83	98	120	459	91.8	95%	91%	89%	92%	93%	92%					
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	221	276	310	358	391	1,556	311.2	86%	91%	91%	86%	87%	89%					
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	46	57	52	63	50	268	53.6	82%	90%	98%	100%	86%	88%					
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	86	119	138	145	123	611	122.2	79%	96%	95%	110%	80%	92%					
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	42	52	57	61	80	292	58.4	98%	98%	93%	91%	98%	95%					
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	718	623	695	1,033	1,102	4,171	834.2	83%	69%	69%	85%	89%	80%					
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	141	148	147	210	198	844	168.8	72%	80%	84%	90%	81%	82%					
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	27	39	30	31	35	162	32.4	93%	87%	91%	89%	90%	90%					
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	13	23	25	29	29	119	23.8	72%	82%	81%	91%	94%	85%					
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	18	20	19	30	29	116	23.2	90%	91%	90%	84%	97%	93%					
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	33	21	29	29	24	136	27.2	103%	81%	85%	85%	96%	90%					
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	48	39	45	39	90	261	52.2	75%	70%	96%	64%	110%	84%					
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	85	78	75	86	101	425	85.0	82%	83%	80%	91%	82%	83%					
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	50	51	33	45	27	206	41.2	93%	85%	106%	88%	117%	94%					
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	24	26	8	17	11	86	17.2	67%	70%	100%	85%	92%	79%					
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	29	38	58	66	46	237	47.4	83%	84%	89%	84%	96%	87%					
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	54	50	40	43	26	213	42.6	96%	81%	87%	88%	81%	87%					
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	28	25	21	19	15	108	21.6	82%	83%	95%	90%	58%	81%					
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	135	136	114	144	151	680	136.0	82%	69%	88%	82%	89%	83%					
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	25	43	21	50	20	159	31.8	93%	105%	100%	96%	95%	98% ※					
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	43	36	26	29	57	191	38.2	130%	103%	93%	83%	114%	106% ※					
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	38	43	38	25	42	186	37.2	72%	77%	72%	71%	70%	72% ☆					
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	25	14	13	13	19	84	16.8	57%	41%	42%	29%	40%	42% ☆					
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	50	43	36	56	35	220	44.0	106%	100%	103%	89%	92%	97% ※					
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	34	21	29	20	37	141	28.2	92%	100%	94%	111%	86%	94%					
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	68	76	69	75	103	391	78.2	83%	109%	93%	84%	84%	91%					
合計	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	24,794	4,958.8	3,843	3,848	3,910	4,667	5,002	21,270	4,254.0	86%	84%	84%	88%	87%	86%					

※ 上位5位
凡例 下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、100%を超える場合がある。

※参照「令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」p. 34

障害福祉施設従事者等による障害者虐待における「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例件数」の経年比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表24)

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行った事例(表26)

	①相談・通報件数										②事実確認調査件数										②/①									
	H27					H28					H29					H30					R01					5ヶ年平均値				
	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	5ヶ年平均値	5ヶ年平均値	5ヶ年平均値	5ヶ年平均値	5ヶ年平均値
北海道	121	122	128	111	119	601	1202	92	112	98	105	118	525	105.0	76%	92%	77%	95%	99%	87%										
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	19	20	13	24	25	101	20.2	76%	71%	54%	92%	114%	81%										
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	12	5	7	8	5	37	7.4	88%	50%	88%	80%	71%	71%										
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	24	19	21	12	32	108	21.6	73%	83%	81%	44%	46%	60%	☆									
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	13	7	3	3	24	50	10.0	100%	88%	75%	50%	109%	94%										
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	9	5	5	7	12	38	7.6	75%	45%	71%	100%	86%	75%										
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	13	13	14	14	17	71	14.2	76%	76%	93%	100%	100%	89%										
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	17	13	16	17	19	82	16.4	71%	62%	47%	77%	73%	65%										
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	20	22	15	17	33	107	21.4	95%	92%	71%	85%	87%	86%										
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	42	23	34	45	48	192	38.4	93%	88%	81%	92%	84%	88%										
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	52	94	113	124	109	492	98.4	111%	94%	89%	96%	92%	94%										
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	60	105	125	161	121	572	114.4	72%	80%	79%	100%	80%	83%										
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	194	134	190	223	252	993	198.6	88%	79%	84%	82%	91%	85%										
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	106	90	93	110	124	523	104.6	67%	87%	82%	91%	93%	83%										
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	12	19	14	16	47	108	21.6	80%	112%	88%	73%	142%	105%	※									
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	5	9	12	18	11	55	11.0	100%	75%	67%	75%	69%	73%										
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	35	22	35	22	38	152	30.4	97%	105%	90%	88%	123%	100%	※									
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	22	22	20	22	23	109	21.8	92%	88%	90%	100%	96%	94%										
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	13	15	9	13	15	69	13.0	57%	68%	75%	76%	75%	69%										
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	30	42	67	49	47	235	47.0	94%	78%	110%	83%	72%	87%										
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	17	17	19	26	22	101	20.2	71%	61%	58%	62%	63%	62%	☆									
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	22	39	38	40	36	175	35.0	81%	89%	97%	87%	61%	81%										
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	90	100	95	137	151	573	114.6	91%	95%	89%	87%	99%	92%										
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	39	35	37	79	63	253	50.6	89%	88%	90%	100%	90%	92%										
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	58	41	49	61	53	262	52.4	84%	84%	107%	103%	64%	86%										
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	29	41	53	68	37	228	45.6	85%	100%	87%	111%	109%	99%	※									
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	207	233	223	239	314	1,216	243.2	94%	97%	84%	87%	102%	93%										
兵庫県	101	104	113	133	121	572	114.4	62	65	82	111	119	439	87.8	61%	63%	73%	83%	98%	77%										
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	15	16	21	32	33	117	23.4	71%	62%	95%	94%	85%	82%										
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	21	11	3	10	9	54	10.8	111%	92%	50%	67%	75%	84%										
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	22	15	21	9	19	86	17.2	85%	83%	91%	50%	59%	74%										
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	21	11	15	15	17	79	15.8	91%	138%	107%	83%	94%	98%	※									
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	27	26	23	24	21	121	24.2	79%	93%	88%	71%	70%	80%										
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	29	36	27	29	27	148	29.6	57%	72%	79%	81%	69%	70%										
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	23	31	39	34	29	156	31.2	82%	94%	105%	92%	107%	96%	※									
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	12	10	20	6	11	59	11.8	92%	83%	95%	75%	73%	86%										
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	7	13	30	33	43	126	25.2	78%	68%	88%	89%	93%	87%										
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	14	5	20	16	16	71	14.2	93%	56%	100%	100%	100%	93%										
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	19	28	17	20	5	89	17.8	95%	85%	94%	83%	50%	85%										
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	44	54	58	70	66	292	58.4	49%	69%	89%	89%	67%	65%										
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	8	2	9	7	5	31	6.2	31%	12%	53%	33%	28%	31%	☆									
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	16	19	27	35	35	132	26.4	44%	66%	75%	73%	78%	68%										
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	28	9	32	29	24	122	24.4	72%	33%	78%	60%	62%	63%	☆									
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	27	17	10	26	18	98	19.6	68%	44%	38%	68%	67%	58%	☆									
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	25	21	23	31	49	149	29.8	96%	91%	92%	76%	98%	90%										
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	26	32	26	25	25	134	26.8	81%	94%	100%	81%	81%	87%										
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	14	24	31	22	38	129	25.8	67%	104%	84%	79%	87%	84%										
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	12,015	2,403.0	1,712	1,742	1,952	2,244	2,405	10,055	2,011.0	79%	82%	82%	86%	87%	84%										

※ 上位5位
凡例 下位5位 ☆

※事実確認調査を行った事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、100%を超える場合がある。

※①相談通報件数は「市町村」が受けた件数と「都道府県」が受けた件数の合計値である。他方、②は「市町村が事実確認調査を行った」件数であり、都道府県が受け付けて「都道府県が事実確認調査を行った」件数は含まれていないため、割合に関しては留意する必要がある。(p.14も同様)

※参照「令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」p. 41

養護者による障害者虐待における「相談通報件数」と「事実確認調査を行った事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例件数」の比較

データ ①：都道府県別による養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：「事実確認の実施状況」事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例(表3)

	①相談・通報件数										②調査不要と判断した件数										②/①								
	H27					57年 合計					57年 平均値					H27					57年 平均値								
	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30	R01	H27	H28	H29	H30
北海道	356	328	281	296	349	1,610	322.0	27	22	25	12	8	5	32	20.0	8%	7%	9%	4%	4%	8%	7%	9%	4%	4%	6%			
青森県	45	29	45	45	27	191	38.2	0	7	12	8	5	32	6.4	6.4	0%	24%	27%	18%	19%	0%	24%	27%	18%	19%	17%	※		
岩手県	23	15	16	10	21	85	17.0	0	4	2	0	6	12	2.4	2.4	0%	27%	13%	0%	29%	0%	27%	13%	0%	29%	14%	※		
宮城県	70	54	46	90	110	370	74.0	4	4	3	5	16	32	6.4	6.4	6%	7%	7%	6%	15%	0%	7%	7%	6%	15%	9%	※		
秋田県	17	20	17	33	21	108	21.6	0	0	1	7	1	9	1.8	1.8	0%	0%	0%	6%	21%	0%	0%	6%	21%	5%	8%	※		
山形県	26	26	22	34	21	129	25.8	0	3	1	3	0	7	1.4	1.4	0%	3	12%	5%	9%	0%	12%	5%	9%	0%	5%	※		
福島県	36	64	69	38	59	266	53.2	0	2	2	1	1	6	1.2	1.2	0%	2	3%	3%	2%	0%	3%	3%	2%	2%	☆			
茨城県	50	60	53	60	68	291	58.2	2	4	12	11	17	46	9.2	9.2	4%	7%	23%	18%	25%	4%	7%	23%	18%	25%	16%	※		
栃木県	24	25	34	26	36	145	29.0	1	0	1	0	2	4	0.8	0.8	4%	0%	3%	0%	6%	0%	4%	3%	0%	6%	3%	※		
群馬県	57	44	54	65	47	267	53.4	8	5	9	8	4	34	6.8	6.8	14%	11%	17%	12%	9%	8%	14%	11%	17%	12%	9%	13%	※	
埼玉県	186	187	179	240	265	1,057	211.4	8	9	8	11	21	57	11.4	11.4	4%	5%	4%	5%	8%	4%	5%	4%	5%	8%	5%	※		
千葉県	197	220	282	273	288	1,260	252.0	14	16	37	29	26	122	24.4	24.4	7%	7%	13%	11%	9%	7%	13%	11%	9%	10%	10%	※		
東京都	291	308	346	347	349	1,641	328.2	26	32	23	32	40	153	30.6	30.6	9%	10%	7%	9%	11%	9%	10%	7%	9%	11%	9%	※		
神奈川県	182	196	165	175	221	939	187.8	27	24	11	7	11	80	16.0	16.0	15%	12%	7%	4%	5%	15%	12%	7%	4%	5%	9%	※		
新潟県	83	74	100	122	143	522	104.4	3	1	1	4	20	29	5.8	5.8	1%	1%	1%	3%	14%	1%	1%	1%	3%	14%	6%	※		
富山県	29	37	36	34	52	188	37.6	4	5	3	11	7	30	6.0	6.0	14%	14%	8%	32%	13%	14%	14%	8%	32%	13%	16%	※		
石川県	43	50	41	40	59	233	46.6	1	2	1	2	2	8	1.6	1.6	2%	4%	2%	5%	3%	2%	4%	2%	5%	3%	3%	※		
福井県	25	28	25	34	54	166	33.2	2	0	0	0	2	4	0.8	0.8	8%	0%	0%	0%	4%	0%	8%	0%	0%	4%	2%	☆		
山梨県	34	22	19	22	32	129	25.8	8	1	1	7	5	22	4.4	4.4	24%	5%	5%	32%	16%	24%	5%	5%	32%	16%	17%	※		
長野県	56	72	79	90	94	391	78.2	3	8	6	13	3	33	6.6	6.6	5%	11%	8%	14%	3%	5%	11%	8%	14%	3%	8%	※		
岐阜県	34	27	29	38	60	188	37.6	6	4	5	3	8	26	5.2	5.2	18%	15%	17%	8%	13%	18%	15%	17%	8%	13%	14%	※		
静岡県	79	91	93	107	129	499	99.8	4	0	13	7	7	31	6.2	6.2	5%	0%	14%	7%	5%	4%	14%	7%	5%	6%	6%	※		
愛知県	250	303	339	414	452	1,758	351.6	22	20	33	59	49	183	36.6	36.6	9%	7%	10%	14%	11%	9%	7%	10%	14%	11%	10%	※		
三重県	74	57	53	63	58	305	61.0	24	2	2	6	7	41	8.2	8.2	32%	4%	4%	10%	12%	32%	4%	4%	10%	12%	13%	※		
滋賀県	109	124	146	132	153	664	132.8	15	3	5	3	20	46	9.2	9.2	14%	2%	3%	2%	13%	14%	2%	3%	2%	13%	7%	※		
京都府	43	53	61	67	82	306	61.2	0	2	2	1	3	8	1.6	1.6	0%	4%	3%	1%	4%	0%	4%	3%	1%	4%	3%	☆		
大阪府	865	908	1,009	1,209	1,241	5,232	1,046.4	137	235	209	89	80	750	150.0	150.0	16%	26%	21%	7%	6%	16%	26%	21%	7%	6%	14%	※		
兵庫県	197	185	175	233	244	1,034	206.8	52	26	31	17	42	168	33.6	33.6	26%	14%	18%	7%	17%	26%	14%	18%	7%	17%	16%	※		
奈良県	29	45	33	35	39	181	36.2	0	4	4	3	1	12	2.4	2.4	0%	9%	12%	9%	3%	0%	9%	12%	9%	3%	7%	※		
和歌山県	18	28	31	32	31	140	28.0	1	3	6	1	1	12	2.4	2.4	6%	11%	19%	3%	3%	6%	11%	19%	3%	3%	9%	※		
鳥取県	20	22	21	32	30	125	25.0	1	0	0	1	5	7	1.4	1.4	5%	0%	0%	0%	17%	1%	5%	0%	0%	17%	6%	※		
島根県	32	26	34	34	25	151	30.2	3	4	1	5	1	14	2.8	2.8	9%	15%	3%	15%	4%	9%	15%	3%	15%	4%	9%	※		
岡山県	64	56	47	61	82	310	62.0	13	17	2	13	5	50	10.0	10.0	20%	30%	4%	21%	6%	20%	30%	4%	21%	6%	16%	※		
広島県	104	94	94	95	123	510	102.0	11	9	15	6	14	55	11.0	11.0	11%	10%	16%	6%	11%	11%	10%	16%	6%	11%	11%	※		
山口県	54	60	31	51	23	219	43.8	0	10	0	1	0	11	2.2	2.2	0%	17%	0%	2%	0%	0%	17%	0%	2%	0%	5%	※		
徳島県	36	33	8	20	12	109	21.8	7	4	1	2	1	15	3.0	3.0	19%	12%	13%	10%	8%	19%	12%	13%	10%	8%	14%	※		
香川県	35	45	65	79	48	272	54.4	3	11	2	5	2	23	4.6	4.6	9%	24%	3%	6%	4%	9%	24%	3%	6%	4%	8%	※		
愛媛県	56	62	46	49	32	245	49.0	1	14	5	5	8	33	6.6	6.6	2%	23%	11%	10%	25%	2%	23%	11%	10%	25%	13%	※		
高知県	34	30	22	21	26	133	26.6	5	4	1	1	10	21	4.2	4.2	15%	13%	5%	5%	38%	15%	13%	5%	5%	38%	16%	※		
福岡県	164	198	130	156	169	817	163.4	24	43	13	11	11	102	20.4	20.4	15%	22%	10%	7%	7%	15%	22%	10%	7%	7%	12%	※		
佐賀県	27	41	21	52	21	162	32.4	0	0	1	1	1	3	0.6	0.6	0%	0%	5%	2%	5%	0%	0%	5%	2%	5%	2%	☆		
長崎県	33	35	28	35	50	181	36.2	2	2	1	9	7	21	4.2	4.2	6%	6%	4%	26%	14%	6%	6%	4%	26%	14%	12%	※		
熊本県	53	56	53	35	60	257	51.4	9	16	10	4	16	55	11.0	11.0	17%	29%	19%	11%	27%	17%	29%	19%	11%	27%	21%	※		
大分県	44	34	31	45	48	202	40.4	16	8	12	20	29	85	17.0	17.0	36%	24%	39%	44%	60%	36%	24%	39%	44%	60%	42%	※		
宮崎県	47	43	35	63	38	226	45.2	2	1	2	2	3	10	2.0	2.0	4%	2%	6%	3%	8%	4%	2%	6%	3%	8%	4%	※		
鹿児島県	37	21	31	18	43	150	30.0	0	0	2	0	2	4	0.8	0.8	0%	0%	0%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	5%	3%	☆		
沖縄県	82	70	74	81	123	430	86.0	9	0	3	6	10	28	5.6	5.6	11%	0%	4%	7%	8%	11%	0%	4%	7%	8%	7%	11%	※	
合計	4,450	4,606	4,849	5,331	5,758	24,794	4,958.8	505	591	540	452	546	2,634	526.8	526.8	11%	13%	12%	8%	9%	11%	13%	12%	8%	9%	11%	※		

凡例
 ※ 上位5位
 ☆ 下位5位

※事実確認調査を行った事例件数には、前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。
 ※参照「令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」p.39

障害福祉施設従事者等による障害者虐待における「相談通報件数」と「事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例件数」の比較

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表24）

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例（表26）

	①相談・通報件数										②調査不要と判断した件数										②/①						
	H27	H28	H29	H30	R01	5ㄱ年 合計	5ㄱ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ㄱ年 合計	5ㄱ年 平均値	H27	H28	H29	H30	R01	5ㄱ年 平均値							
	北海道	121	122	128	111	119	601	120.2	15	4	24	4	4	4	51	10.2	12%	3%	19%	4%	3%	8%	12%	3%	19%	4%	3%
青森県	25	28	24	26	22	125	25.0	1	4	9	2	0	16	3.2	4%	14%	38%	8%	0%	13%	4%	14%	38%	8%	0%	13%	
岩手県	17	10	8	10	7	52	10.4	3	0	2	0	0	5	1.0	18%	0%	25%	0%	0%	10%	18%	0%	25%	0%	0%	10%	
宮城県	33	23	26	27	70	179	35.8	4	0	0	12	26	42	8.4	12%	0%	0%	44%	37%	23%							
秋田県	13	8	4	6	22	53	10.6	1	0	0	1	0	2	0.4	8%	0%	0%	17%	0%	4%	8%	0%	0%	17%	0%	4%	
山形県	12	11	7	7	14	51	10.2	0	1	1	0	1	3	0.6	0%	9%	14%	0%	7%	6%	0%	9%	14%	0%	7%	6%	
福島県	17	17	15	14	17	80	16.0	3	2	0	0	0	5	1.0	18%	12%	0%	0%	0%	6%	18%	12%	0%	0%	0%	6%	
茨城県	24	21	34	22	26	127	25.4	1	0	2	0	2	5	1.0	4%	0%	6%	0%	8%	4%	4%	0%	6%	0%	8%	4%	
栃木県	21	24	21	20	38	124	24.8	0	0	1	2	1	4	0.8	0%	0%	5%	10%	3%	3%	0%	0%	5%	10%	3%	3%	
群馬県	45	26	42	49	57	219	43.8	3	3	7	2	5	20	4.0	7%	12%	17%	4%	9%	9%	7%	12%	17%	4%	9%	9%	
埼玉県	47	100	127	129	118	521	104.2	0	0	4	2	5	11	2.2	0%	0%	3%	2%	4%	2%							
千葉県	83	132	159	161	152	687	137.4	9	7	11	14	7	48	9.6	11%	5%	7%	9%	5%	7%	11%	5%	7%	9%	5%	7%	
東京都	221	170	227	271	276	1,165	233.0	29	15	27	37	13	121	24.2	13%	9%	12%	14%	5%	10%	13%	9%	12%	14%	5%	10%	
神奈川県	158	103	113	121	133	628	125.6	44	17	8	8	5	82	16.4	28%	17%	7%	7%	4%	13%	28%	17%	7%	7%	4%	13%	
新潟県	15	17	16	22	33	103	20.6	1	0	0	3	2	6	1.2	7%	0%	0%	14%	6%	6%	7%	0%	0%	14%	6%	6%	
富山県	5	12	18	24	16	75	15.0	0	1	2	0	2	5	1.0	0%	8%	11%	0%	13%	7%	0%	8%	11%	0%	13%	7%	
石川県	36	21	39	25	31	152	30.4	0	1	1	0	2	4	0.8	0%	5%	3%	0%	6%	3%	0%	5%	3%	0%	6%	3%	
福井県	24	25	21	22	24	116	23.2	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	5%	0%	1%							
山梨県	23	22	12	17	20	94	18.8	8	1	0	2	0	11	2.2	35%	5%	0%	12%	0%	12%	35%	5%	0%	12%	0%	12%	
長野県	32	54	61	59	65	271	54.2	1	4	2	4	2	13	2.6	3%	7%	3%	7%	3%	5%	3%	7%	3%	7%	3%	5%	
岐阜県	24	28	33	42	35	162	32.4	3	1	0	2	0	6	1.2	13%	4%	0%	5%	0%	4%	13%	4%	0%	5%	0%	4%	
静岡県	27	44	39	46	59	215	43.0	2	6	1	3	17	29	5.8	7%	14%	3%	7%	29%	13%							
愛知県	99	105	107	157	153	621	124.2	3	4	7	13	2	29	5.8	3%	4%	7%	8%	1%	5%	3%	4%	7%	8%	1%	5%	
三重県	44	40	41	79	70	274	54.8	0	1	2	0	3	6	1.2	0%	3%	5%	0%	4%	2%	0%	3%	5%	0%	4%	2%	
滋賀県	69	49	46	59	83	306	61.2	4	0	0	0	16	20	4.0	6%	0%	0%	0%	19%	7%	6%	0%	0%	0%	19%	7%	
京都府	34	41	61	61	34	231	46.2	1	2	0	2	0	5	1.0	3%	5%	0%	3%	0%	2%							
大阪府	221	240	267	274	309	1,311	262.2	8	9	20	9	6	52	10.4	4%	4%	7%	3%	2%	4%	4%	4%	7%	3%	2%	4%	
兵庫県	101	104	113	133	121	572	114.4	13	7	26	21	4	71	14.2	13%	7%	23%	16%	3%	12%	13%	7%	23%	16%	3%	12%	
奈良県	21	26	22	34	39	142	28.4	0	1	1	1	1	4	0.8	0%	4%	5%	3%	3%	3%	0%	4%	5%	3%	3%	3%	
和歌山県	19	12	6	15	12	64	12.8	0	2	2	0	0	4	0.8	0%	17%	33%	0%	0%	6%	0%	17%	33%	0%	0%	6%	
鳥取県	26	18	23	18	32	117	23.4	5	2	1	1	13	22	4.4	19%	11%	4%	6%	41%	19%							
島根県	23	8	14	18	18	81	16.2	0	3	1	1	2	7	1.4	0%	38%	7%	6%	11%	9%	0%	38%	7%	6%	11%	9%	
岡山県	34	28	26	34	30	152	30.4	5	1	2	7	4	19	3.8	15%	4%	8%	21%	13%	13%	15%	4%	8%	21%	13%	13%	
広島県	51	50	34	36	39	210	42.0	3	7	6	5	5	26	5.2	6%	14%	18%	14%	13%	12%	6%	14%	18%	14%	13%	12%	
山口県	28	33	37	37	27	162	32.4	1	1	1	1	1	5	1.0	4%	3%	3%	3%	4%	3%	4%	3%	3%	3%	4%	3%	
徳島県	13	12	21	8	15	69	13.8	1	0	0	0	0	1	0.2	8%	0%	0%	0%	0%	1%							
香川県	9	19	34	37	46	145	29.0	0	0	1	5	3	9	1.8	0%	0%	3%	14%	7%	6%	0%	0%	3%	14%	7%	6%	
愛媛県	15	9	20	16	16	76	15.2	0	2	0	0	0	2	0.4	0%	22%	0%	0%	0%	3%	0%	22%	0%	0%	0%	3%	
高知県	20	33	18	24	10	105	21.0	1	4	0	0	0	5	1.0	5%	12%	0%	0%	0%	5%	5%	12%	0%	0%	0%	5%	
福岡県	90	78	102	79	98	447	89.4	32	11	27	14	19	103	20.6	36%	14%	26%	18%	19%	23%							
佐賀県	26	17	17	21	18	99	19.8	2	0	0	1	0	3	0.6	8%	0%	0%	5%	0%	3%	8%	0%	0%	5%	0%	3%	
長崎県	36	29	36	48	45	194	38.8	0	7	1	3	2	13	2.6	0%	24%	3%	6%	4%	7%	0%	24%	3%	6%	4%	7%	
熊本県	39	27	41	48	39	194	38.8	3	1	2	2	4	12	2.4	8%	4%	5%	4%	10%	6%	8%	4%	5%	4%	10%	6%	
大分県	40	39	26	38	27	170	34.0	13	19	14	12	8	66	13.2	33%	49%	54%	32%	30%	39%							
宮崎県	26	23	25	41	50	165	33.0	0	1	1	4	1	7	1.4	0%	4%	4%	10%	2%	4%	0%	4%	4%	10%	2%	4%	
鹿児島県	32	34	26	31	31	154	30.8	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	3%	0%	1%							
沖縄県	21	23	37	28	45	154	30.8	0	0	1	0	4	5	1.0	0%	0%	3%	0%	9%	3%	0%	0%	3%	0%	9%	3%	
合計	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	12,015	2,403.0	223	152	218	202	192	987	197.4	10%	7%	9%	8%	7%	8%	10%	7%	9%	8%	7%	8%	

凡例
上位5位 ※
下位5位 ☆

※事実確認調査を行っていない事例件数には、県から市町村に連絡された件数や前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれる場合がある。

※参照「令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき対応状況等に関する調査結果報告書」p.46

令和2年度までにおける障害者虐待防止法に係る取組について

(障害者虐待防止に係るこれまでの取組について)

- ・ 障害者虐待防止法が平成24年に成立し、その後、学校等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという障害者虐待防止法制定時の検討規定(附則第2条)に基づき、平成29年度に有識者による検討を行った。(第91回障害者部会にも報告)
- ・ これに加えて、平成29年度の検討結果や障害者虐待件数の増加、関係団体・学会からの体制強化に関する意見なども踏まえ、令和2年度までに以下の取組を行った。

○「障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂

(主な改訂内容)

- ・ 養護者、障害者福祉施設従事者、使用者ごとの障害者虐待類型について例示
- ・ 「虐待防止ネットワーク」「養護者虐待対応・支援のポイント」について記載を充実
- ・ 社会福祉士と弁護士がチームとして助言を行う「虐待対応専門職チーム」の活用について追記
- ・ 死亡等の重篤事案についての自治体での検証の実施について追記
- ・ 通報及び通報者保護、虐待を防止する組織体制の整備、身体拘束について記載を充実

○障害者虐待防止・権利擁護研修について

- ・ 国研修について受講対象者を学校、保育所等、医療機関等の関係者に拡大
- ・ 都道府県研修についても受講対象者を学校、保育所等、医療機関等の関係者にも拡大するよう依頼
- ・ 国研修の研修プログラムについて、平成30年度から令和元年度にかけて厚生労働省科学研究において新たな研修プログラムを開発し、令和2年度の国研修から新カリキュラムでの研修を実施
- ・ その他、国の行政機関職員向けの障害者雇用に関する研修において障害者虐待防止に関する講義を実施

○令和2年度障害者総合福祉推進事業

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」を実施

本研究では、障害者虐待防止法に規定されている、学校、保育所等、医療機関での障害者虐待のいわゆる間接的防止措置として求められる対応内容について調査研究を実施

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント (自治体向け手引き)

- ・ 障害者福祉施設従事者による障害者虐待の通報義務に対象外の地域生活支援事業のメニューや自治体独自のサービスの通報・相談対応について記載(P5)
- ・ 養護者、障害者福祉施設従事者、使用者ごとの障害者虐待類型について例示(P8~P16)
- ・ 「障害者虐待防止と対応のポイント」において「障害者の自己決定の支援と養護者の支援」について追記。さらに「十分な情報収集と正確なアセスメント」について追加(P19)
- ・ 個人情報の取扱いについて記載内容を更新(P19,P47,P51,P63,P129)
- ・ 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待について、それぞれ対応する担当部署を参考として記載(P28)
- ・ 死亡等の重篤事案について、自治体での検証実施の重要性について追記(P31)
- ・ 社会福祉士と弁護士がチームとして助言を行う「虐待対応専門職チーム」の活用について追記(P35)
- ・ 「虐待防止ネットワーク」の構築について記載を充実(P34~P37)
- ・ 障害者虐待が発生した場合の対応フローについて修正(P41,P97,P127)
- ・ 養護者(家族等)への支援について「養護者支援の視点」「養護者支援の実際」を追記(P80~P82)
- ・ 「虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点」及び「聞き取り調査の方法」の録音・録画の法的側面についての記載を追記(P103)
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において「市町村による任意の指導」を追記(P105)
- ・ 「身体拘束に対する考え方」について、姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルトを使用している場合の考え方等について追記。(P118.P120~P121)
- ・ 「やむを得ず身体拘束を行う3要件」について、3要件全て満たす必要がある旨を追記(P119)
- ・ 使用者虐待の「労働相談票」を修正(資本金の欄を追加)(P135)
- ・ 更に参考資料として、養護者による障害者虐待対応のポイント及び養護者支援のポイントを掲載(P143)

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント (施設・事業所従事者向け手引き)

- 障害者虐待防止法の意義、障害福祉サービス事業書としての使命、障害者虐待を契機に再生した事業所事例、通報の重要性について追記(P5～P7)
- 障害者福祉施設従事者による障害者虐待類型(例)について修正(P9～P12)
- 通報後の通報者の保護について追記(P14)
- 虐待を防止するための体制について「運営責任者の責務」「事業所としての体制整備」「虐待防止委員会の役割」「通報手順」についての記載を追記、充実(P15～P20)
- 「虐待が疑われる事案があった場合の対応」について「個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割」を追記。(P30)
- 「身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて」について肢体不自由の利用者について適切なベルト類の使用等について記載(P36～P38)
- 「やむを得ず身体拘束を行う3要件」について、3要件全て満たす必要がある旨を追記(P35)
- 「身体拘束・行動制限を止めた例」について追記(P38)
- 「行動障害のある利用者への適切な支援」について「強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと」「強度行動障害支援者養成研修があること」を追記し、前手引きで記載されていた「具体的な対応」を削除(P39～P41)
- 「職場内虐待防止法研修用冊子」の内容を充実し、研修資料として活用しやすいように別冊化。

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和3年度予算：6.2億円

令和2年度予算：6.1億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村等の体制整備や関係機関等との連携協力体制の整備を図る。

2. 事業内容

以下の取組について、地域の実情に応じて実施する。

① 市町村障害者虐待防止センター等の体制整備

専門職員の配置、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用、虐待を受けた障害者の居宅訪問、死亡等の重篤事案についての検証等

② 福祉、医療、司法等の専門機関等との連携協力体制の整備

地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関等の連携協力体制の整備

③ 市町村虐待防止センター、施設、事業所の職員に対する研修

市町村等の障害者虐待防止担当職員、施設・事業所等の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修の実施

④ 障害者虐待防止、権利擁護に関する普及・啓発等を行う都道府県、市町村に対する補助

障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担割合 市町村が実施する場合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

都道府県が実施する場合：国1/2、都道府県1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和3年度予算：11,794千円

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

障害者虐待防止法附則第2条についての検討、措置状況及び今後の対応について

平成30年10月24日 第91回 社会保障審議会障害者部会 資料8

検討事項(附則第2条による)

- 政府は、以下の事項について、法施行(H24.10.1)後3年を目途として、児童虐待や高齢者虐待等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。
 - ① 学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策
 - ② 障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止
 - ③ 障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援
 - ④ 養護者に対する支援等のための制度



附則第2条へのこれまでの対応

- ・ 第5期障害福祉計画の策定のための国の基本指針に、障害者虐待防止法施行後の状況を踏まえ、虐待防止の取組について追記(②、③)

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針における障害者虐待防止に関する対応について追加事項(抜粋)

- 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- 市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。

- ・ 平成29年度障害者虐待対応状況調査において、障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における虐待防止のあり方等に関する検討を実施。(有識者による検討、関係団体ヒアリング等)(①)



今後の取り組み

- ・ 平成30年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」において、「養護者支援における多様な対応策の収集・整理」「障害者虐待防止法附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事例への対応や防止を効果的に進めるための検討」等を実施。(①、④)
- ・ 平成30年度厚生労働科学研究「障害者虐待防止研修の効果的なプログラムに関する研究」においてこれまで行った研修についてアンケート調査、ヒアリング等を行い、研修の効果・課題について検証を行い、さらに有識者による検討会を設置し、障害者虐待防止・権利擁護のさらに理解が深まる効果的な研修プログラム及び研修実施マニュアル開発のための研究を実施。(①～④)
- ・ 「障害者虐待の防止と対応の手引き」の改定(附則第2条関係の対応方法など)(予定)
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修(国研修)において、附則第2条関係を踏まえた対応方法の周知(予定)

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針における障害者虐待防止に関する対応について

平成30年10月24日 第91回 社会保障審議会障害者部会 資料8

これまでの基本指針への記載事項

- 指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 都道府県及び市町村は、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。
- 市町村は、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに市町村障害者虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。

追加記載事項

- 都道府県及び市町村は、
 - ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に行うこと。
- 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- 市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。
- 指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要であること。

平成29年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」について

平成30年10月24日 第91回 社会保障審議会障害者部会 資料8

概要

- 有識者などで構成する検討委員会を開催し、過去の重篤な虐待事案の収集・分析、現行の障害者虐待防止法の施行状況を踏まえた課題等について整理するとともに、障害者虐待防止法附則第2条に規定する各施設での虐待防止のあり方等に関する検討を行う。

検討委員等

- 調査研究実施主体：一般財団法人 日本総合研究所
- 検討委員
 - ・小山 聡子(日本女子大学 教授)
 - ・志賀 利一(のぞみの園 事業企画局研究部長)
 - ・曾根 直樹(日本社会事業大学 准教授)
 - ・野村 政子(東都医療大学 講師)
 - ・増田 公香(横浜市立大学 教授)

※ 関係省庁・関係部局がオブザーバーとして適宜出席

- ・文部科学省初等中等教育局(学校)
- ・子ども家庭局(保育所)
- ・障害保健福祉部精神・障害保健課(精神科病院)

スケジュール等

- 平成29年9月～平成30年3月：検討会を5回開催し、整理・検討を実施。
- 学校、医療機関等の関係団体(4団体)及び障害者当事者団体(6団体)にヒアリングを実施

(ヒアリング実施関係団体)

- ・全国特別支援学校長会
- ・(公社)日本精神神経科診療所協会
- ・(社福)日本保育協会
- ・(公社)日本精神科病院協会

(ヒアリング実施障害者団体)

- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・(公社)全国精神保健福祉会連合会
- ・日本発達障害ネットワーク
- ・(一社)日本メンタルヘルス ピアサポート専門員研修機構
- ・JDF(日本障害フォーラム)
- ・(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会

検討の範囲・対象の設定

- 附則第2条の規定のうち、学校、保育所等、医療機関、官公署等（以下「附則第2条関係機関」という。）における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策について検討
- そのうち、本事業では、障害者虐待防止の実効性を高める方策の検討を目的に、附則第2条関係機関における虐待防止のあり方について、通報義務に関する点も含めて検討

検討結果のポイント

（1） 附則第2条機関を通報義務に含めることについての課題の整理

- ① 障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じる。
- ② 各機関における虐待に類似した事案を防止する学校教育法や精神保健福祉法等の既存法令と重複する部分の調整の必要性が生じる。

（2） 既存の法制度において対応可能なことの充実・強化

- ①、② 障害者虐待防止法上の間接防止措置（研修の実施、相談体制の整備）の実効性の確保
- ③ 附則第2条関係機関における虐待に類似する情報（体罰、重大事故等）の把握、蓄積、公表
- ④ 学校教育法における体罰禁止の規定や障害者差別解消法による合理的配慮規定など、既存法令で対応可能な点の周知徹底

（3） 障害者虐待対応における運用上の工夫

- ① 自治体の虐待防止担当部署と附則第2条関係機関との日頃からの関係づくりの促進
- ② 国手引き（マニュアル）等における関係づくりのノウハウや引継先との効果的な連携方法などの紹介

学校・保育所等・医療機関における 障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる障害者虐待防止

学校、保育所等、医療機関は障害児者も利用することから、障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、各機関の長に対して、障害者に対する虐待を防止する措置を講ずることが規定されています。

今回、各機関において当該虐待防止措置を実施する際に参考となる取組例をまとめました。

学校、保育所等、医療機関及び自治体の所管部署は、3～5ページの取組例を参考に、障害者虐待防止の取組を推進してください。

【 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）） 】

第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 各学校で虐待防止に関する研修を実施 いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） 障害理解促進のための冊子の作成
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） 人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 体罰防止月間の実施 障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 人権に関する絵本等の配布 児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 専用ダイヤルの設置による随時電話相談 保育所利用者アンケートの実施
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 保育所職員による市内療育施設への見学 障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 巡回相談等での保育士、園への支援を通した子どもの育ちの支援環境の整備 各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）
 において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	 <ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）

において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 概要

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

1. 概要

障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、いわゆる「間接的防止措置」を規定している。しかし、実際にはその取組実態は明らかにされていない。こうした現状をもとに、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止の実効性を高めることを目的に、当研究事業を実施。

2. 事業内容

- (1) 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度の整理
- (2) 自治体の所管部署を対象にアンケート調査を行い、管理者等へ行っている虐待防止の推進に向けた取組概要の把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
1,905カ所	1,788カ所	134カ所	3,827カ所

- (3) 自治体の所管部署を対象にヒアリング調査を行い、管理者等へ行っている取組の具体的内容や工夫等を把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
2カ所	3カ所	2カ所	7カ所

- (4) 検討委員会の委員に対するヒアリング調査

3. 検討結果

- (1) 障害者虐待防止法第29条から第31条までの規定における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更
 - ・「間接的防止措置」の呼称を廃止し、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」に呼称を変更すべき
- (2) 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進
 - ・各機関を利用する障害者の虐待通報があった場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に、通報を受け付けないという対応はとらない
 - ・虐待防止法担当部署から、学校、保育所等、医療機関で起きた虐待事案に対応すべき各所管部署への確実な引き継ぎ
 - ・実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法をあらかじめ確立しておく
 - ・学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる虐待防止措置の実施状況の把握、適切な実施要請
 - ・虐待防止に資する取組に関する適切な情報提供

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 推進体制

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

■委員

五十音順、敬称略 (◎：委員長)

氏名	分野	所属
市川 裕二	学校	都立あきる野学園 校長 (全国特別支援学校校長会会長)
江澤 和彦	医療機関	日本医師会 常任理事
小山 聡子	障害者虐待	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授 (日本障害者虐待防止学会 理事長)
川崎 勝久	学校	新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長)
◎曾根 直樹	障害者虐待	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職 大学院) 准教授 (日本障害者虐待防止学会 副理事長、事務局長)
高谷 俊英	保育所等	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事
玉井 邦夫	学校	大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 教授
中島 公博	医療機関	医療法人社団 五稜会病院 理事長 (日本精神科病院協会 理事)
松井 剛太	保育所等	香川大学教育学部 准教授
山下 洋	医療機関	九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授

■オブザーバー

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
厚生労働省 医政局 総務課
厚生労働省 子ども家庭局 保育課
厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

アンケート調査、ヒアリング調査の結果からの考察

※令和2年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」より一部抜粋

学校について

・・・第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている、就学する児童・生徒等に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、就学する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第29条において、学校の長に対して、「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害児・者に対する特別な配慮が必要」という記載がみられることから、この考え方にもとづいて学校運営に対する指導や研修、環境整備がなされていることがうかがえる。

保育所等について

・・・第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が認可保育所の長に対して行っている、保育所等に通うすべての児童に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、保育所等に通う障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第30条において、保育所等の長に対して、「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害児に対する特別な配慮が必要」という記載もみられることから、この考え方にもとづいて保育所の運営支援や巡回相談、環境整備がなされていることがうかがえる。

医療機関について

・・・第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

- ・今回のアンケート調査における都道府県及び指定都市における医療機関を所管する部署からの回答数が少なかったものの、「障害者虐待防止法第31条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者のみ」を虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害者に対する特別な配慮が必要」という記載が多くみられることから、医療機関を利用するすべての人に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、医療機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・このことは、「医療法」や「患者の権利に関するWMA リスボン宣言」における患者の権利擁護に加え、「精神保健福祉法」、「精神保健福祉法施行規則」及び「精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づく厚生大臣が定める処遇の基準 厚生大臣告示」等の規定にもとづく入院患者の適正な処遇の確保に関する考え方が根底にあると考える。

参照条文

障害者虐待防止法

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規程による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届け出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

高齢者虐待防止法

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

参照条文

障害者虐待防止法 附則

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。